



「よかった ありがとう。」ポスターコンクール  
【中学生の部】 優秀賞 作品名：出会えてよかった。  
久里浜中学校 2年6組 こばやし 小林 はな 羽夏 さん

## 資料編

### 1 計画の策定体制

横須賀市地域福祉計画の策定については、令和5年（2023年）1月31日に横須賀市長から横須賀市社会福祉審議会委員長へ諮問が行われ、同日開催された横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会にて付託されました。社会福祉審議会条例に基づき設置する福祉専門分科会で以下のとおり審議した上で、令和6年（2024年）1月31日開催の横須賀市社会福祉審議会にて答申を受けました。

#### （1）横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会 審議経過

##### 第1回

- |      |   |
|------|---|
| 開催日時 | 令和5年（2023年）1月31日（火）   |
| 開催場所 | 横須賀市役所消防庁舎4階災害対策本部室   |
| 主な議事 | 1 地域福祉計画の策定スケジュールについて<br>2 市民アンケート、関係団体意見聴取及びパブリック・コメント手続について |

##### 第2回

- |      |   |
|------|---|
| 開催日時 | 令和5年（2023年）5月30日（火）                     |
| 開催場所 | 横須賀市役所消防庁舎4階災害対策本部室                     |
| 主な議事 | 1 地域別意見交換会について<br>2 市民アンケートの調査項目の審議について |

##### 第3回

- |      |  |
|------|--|
| 開催日時 | 令和5年（2023年）7月11日（火）                                      |
| 開催場所 | 横須賀市役所消防庁舎4階災害対策本部室                                      |
| 主な議事 | 1 「横須賀市地域福祉計画」関連事業の実施状況について<br>2 地域別意見交換会の開催日程及び実施方法について |

##### 第4回

- |      |  |
|------|--|
| 開催日時 | 令和5年（2023年）8月17日（木）                    |
| 開催場所 | 横須賀市役所消防庁舎4階災害対策本部室                    |
| 主な議事 | 1 市民アンケート調査について<br>2 次期地域福祉計画骨子（案）について |

##### 第5回

- |      |  |
|------|--|
| 開催日時 | 令和5年（2023年）9月29日（金）                            |
| 開催場所 | 横須賀市役所消防庁舎4階災害対策本部室                            |
| 主な議事 | 1 市民アンケート調査における確定報について<br>2 地域別意見交換会について（開催報告） |

## 第6回

- 開催日時 令和5年(2023年)11月6日(月)  
開催場所 横須賀市役所消防庁舎4階災害対策本部室  
主な議事
- 1 横須賀市社会福祉協議会各分会会員からの次期「横須賀市地域福祉計画」骨子(案)に対する意見聴取の結果について
  - 2 「横須賀市地域福祉計画」(案)について

## 第7回

- 開催日時 令和5年(2023年)11月30日(木)  
開催場所 横須賀市役所消防庁舎4階災害対策本部室  
主な議事
- 1 第46回横須賀市社会福祉審議会全体会における質問等について
  - 2 パブリック・コメントにおいて提出された意見の概要及びそれに対する考え方について(中間報告)

## 第8回

- 開催日時 令和6年(2024年)1月16日(火)  
開催場所 横須賀市役所消防庁舎4階災害対策本部室  
主な議事
- 1 パブリック・コメント手続(意見募集)結果(案)について
  - 2 「横須賀市地域福祉計画」(案)について(最終)
  - 3 「横須賀市地域福祉計画」概要版(案)について
  - 4 市公式LINEにおいて実施した「地域福祉に関するアンケート」について

## (2) 横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会 委員名簿

《図表39》

敬称略、五十音順

令和6年(2024年)1月31日現在

| No. | 委員名     | 役職等  |
|-----|---------|--|
| 1   | 青木 勝    | 横須賀市連合町内会 副会長<br>(堀の内連合町内会 会長)             |
| 2   | 石田 恭子   | 横須賀市障害者施策検討連絡会<br>(NPO法人 横須賀の福祉を推める会)      |
| 3   | 磯崎 順子   | 公益社団法人 横須賀市シルバー人材センター<br>副理事長              |
| 4   | 井上 泉    | 横須賀市立小学校長会<br>(横須賀市立大楠小学校 校長)              |
| 5   | 岩澤 義雄   | 公募市民                                       |
| 6   | 白井 幸江   | 横須賀市民生委員児童委員協議会 会長<br>(長井地区民生委員児童委員協議会 会長) |
| 7   | ◎ 玉川 順  | 神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部<br>社会福祉学科 教授            |
| 8   | 豊島 佳代子  | 公募市民                                       |
| 9   | ○ 橋本 健司 | 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート<br>神奈川県支部 監査      |
| 10  | 松尾 和浩   | 社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会<br>副事務局長                |
| 11  | 渡部 俊賢   | 横須賀市保育会 副会長<br>(和順こども園 園長)                 |

◎は分科会長を、○は職務代理者を示す。

### (3) 社会福祉審議会条例

(総則)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づく横須賀市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(組織)

第2条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 審議会委員及び法第9条第1項に規定する臨時委員(以下「臨時委員」という。)の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員及び臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、前項の規定にかかわらず、担当する特別の事項の調査審議が終了したときは、その任期を終了するものとする。

(平17条例4・旧第3条繰上、平25条例74・平30条例5・一部改正)

(委員長の職務代理)

第3条 法第10条に規定する委員長(以下「委員長」という。)に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(平17条例4・旧第4条繰上)

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合に限り、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(平17条例4・旧第5条繰上)

(専門分科会)

第5条 法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、審議会に次に掲げる専門分科会を置き、それぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 福祉専門分科会 次号及び第3号並びに法第11条第1項に規定する事項以外の福祉に関すること。

(2) 障害福祉専門分科会 障害者の福祉に関すること。

(3) 高齢福祉専門分科会 高齢者の福祉に関すること。

2 審議会は、前項の専門分科会の決議(重要又は異例な事項を除く。)をもって、審議会の決議とする。

(平17条例4・旧第6条繰上・一部改正、平30条例5・一部改正)

(専門分科会の委員等)

第6条 前条第1項の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 前条第1項の専門分科会及び法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会に専門分科会会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員が互選する。

3 専門分科会会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会会長が指名した委員又は臨時委員がその職務を代理する。

5 第4条の規定は、専門分科会の会議について準用する。

(平17条例4・旧第7条繰上・一部改正)

(審査部会)

第7条 審議会は、次に掲げる事項について諮問を受けたときは、社会福祉法施行令

(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(1) 身体障害者の障害程度

(2) 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定又は指定の取消し

(3) 身体障害者の更生医療を担当する医療機関の指定又は指定の取消し

2 第4条及び第6条第2項から第4項までの規定は、審査部会の会議及び委員について準用する。

(平17条例4・旧第8条繰上・一部改正、平25条例74・一部改正)

(その他の事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

(平17条例4・旧第9条繰上)

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月17日条例第74号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月29日条例第5号)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の社会福祉審議会条例第2条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成30年9月30日までの間に新たに委嘱された委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

## 2 パブリック・コメント手続の結果概要

横須賀市社会福祉審議会で作成した計画素案に対し、横須賀市パブリック・コメント手続条例に準じて、次のとおりパブリック・コメント手続を実施しました。

### (1) 意見募集期間

令和5年(2023年)11月17日(金)から令和5年(2023年)12月6日(水)まで

### (2) 意見提出者の数及び意見の件数

7名から15件の意見の提出がありました。

《図表40》

#### ①提出方法等

| 提出方法   | 人数 |
|--------|----|
| 直接提出   | 2名 |
| 郵送     | 0名 |
| ファクス   | 1名 |
| E-mail | 4名 |
| その他    | 0名 |
| 合計     | 7名 |

《図表41》

#### ②章別の件数

| 項目名           | 件数  |
|---------------|-----|
| 第1章 計画の概要     | 3件  |
| 第2章 現状と課題     | 1件  |
| 第3章 計画の体系     | 0件  |
| 第4章 施策の方向性    | 10件 |
| 第5章 地域福祉の推進体制 | 0件  |
| その他、意見や要望     | 1件  |
| 合計            | 15件 |